

試験研究費の総額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書

御注意

この表は、平成15年1月1日以後に開始し、かつ平成15年4月1日以後に終了する連結事業年度分について使用します。

試験研究費の総額に係る税額控除	試験研究費の額の合計額(各連結法人の別表六の二四付表二「1」の合計)	1	円	連事業年度	・	・	法人名	
				前期	繰越分に係る税額控除の判定基準となる試験研究費の額の計算			
平均売上金額の合計額(各連結法人の別表六の二四付表一「5」の合計)	2			当該連結事業年度の判定基準試験研究費の額の合計額(各連結法人の別表六の二四付表一「12」の合計)	20	円		
試験研究費割合 $\frac{(1)}{(2)}$	3			前連結事業年度の判定基準試験研究費の額の合計額(前期の20)	21	円		
試る連結研究費の総額に係る税額控除割合 $\frac{(3)}{(3) \geq 10\% \text{ の場合}}$	4	0.12		当該連結親法人事業年度の月数 前連結親法人事業年度の月数	22	――		
(3) < 10% の場合 $((3) \times 0.2 + 0.1)$ (小数点以下3位未満切捨て)	5			改定判定基準試験研究費の額の合計額 $(21) \times (22)$	23	円		
税額控除限度額 $((1) \times (4)) \text{ 又は } ((1) \times (5))$	6		円	前度連結が親法人事業年度の場合 判定基準試験研究費の額の合計額 〔各連結法人の前事業年度又は他前の前連結事業年度の月数調整後の試験研究費の額の合計〕	24	円		
調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「7」又は別表一の二(三)「2」)	7			上の記場以外 判定基準試験研究費の額の合計額 (前期の20)	25	円		
当期税額基準額 $(7) \times \frac{20}{100}$	8			翌期連結 連結事業年度又は事業年度 区分 区 分	前 期 26	当期 控 除 額 27	翌期 繰 越 額 28	
当期分の特別控除額 $((6) \text{ と } (8) \text{ のうち少ない金額})$	9			平 ・ ・	総 額 (別表六の二四付表三「36の①」)			
(1)のうち特別共同試験研究費の額の合計額 (各連結法人の別表六の二四付表二「5」の合計)	10			平 ・ ・	共 同 (別表六の二四付表三「36の②」)			
特別共同試験研究費に係る税額控除割合 $\frac{15}{100} - ((4) \text{ 又は } (5))$	11			平 ・ ・	総 額 (別表六の二四付表三「36の①」)			円
共同研究税額控除限度額 $((10) \times (11))$	12		円	平 ・ ・	共 同 (別表六の二四付表三「36の②」)			
当期税額基準額 $(7) \times \frac{20}{100}$	13			平 ・ ・	計 総 額			
当期税額基準額残額 $((13) - (9))$	14			計 共 同				
当期分の特別控除額 $((12) \text{ と } (14) \text{ のうち少ない金額})$	15			超 過 額 の 計 算	当 期 分 總 額 (6) 共 同 (12)	(9) (15)		
前期差引当期税額基準額残額 $((8) - (9) - (15))$	16			合 計 總 額 共 同				
連結繰越税額控除限度超過額 $((26) \text{ の計 } (\text{総額} + \text{共同}))$	17							
同上のあるうち当期控除額 $((16) \text{ と } (17) \text{ のうち少ない金額})$ $((20) \leq (23, 24) \text{ 又は } (25) \text{ の場合は } 0)$	18							
法人税額の特別控除額 $((9) + (15) + (18))$	19							

別表六の二(四)の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の9第2項、第3項又は第4項(試験研究費の総額等に係る法人税額の特別控除)の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、当期において法人税額がないためその後の連結事業年度に繰り越して税額控除の適用を受けようとする場合にも、この明細書を提出しなければなりませんので、御注意ください。

2 「税額控除限度額 $((1) \times (4))$ 又は $((1) \times (5)) 6$ 」欄は、「5」欄の記載がない場合には「又は $((1) \times (5))$ 」を消し、「5」欄の記載がある場合には「 $((1) \times (4))$ 又は」を消してください。

3 「特別共同試験研究費に係る税額控除割合 $\frac{15}{100} - ((4) \text{又は}(5)) 11$ 」には、「5」欄の記載がない場合には「0.03」と記載し、「5」欄の記載がある場合には「0.15-(5)欄の割合」を小数で記載します。

4 「当該連結親法人事業年度の月数 22
前連結親法人事業年度の月数」の記載に当たっては、月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数は1月とします。

5 「翌期連結繰越税額控除限度超過額の計算」の「総額」欄には試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除に係るものと記載し、「共同」欄には特別共同試験研究費に係る法人税額の特別控除に係るものと記載します。